

社会保障審議会 介護給付費分科会 令和9年度介護報酬改定に関する意見交換会 ②居住系・施設系サービス等

社保審－介護給付費分科会

第266回（R8.9.14）

資料12

『令和9年度介護報酬改定に関する意見』

KAIZIREN



一般社団法人

全国介護事業者連盟

理事長 齊藤正行

令和8年9月14日（月）

当団体について

法人形態

一般社団法人

法人名

全国介護事業者連盟

設立年月日

2018年6月

本店所在地

東京都千代田区麹町4丁目

代表者

斉藤正行

介護・障害福祉事業者による横断的(法人・サービス種別)組織体制

「産業化の推進」・「生産性向上の推進」を2大テーマとする。

介護・障害福祉事業者会員数 : 6,726社 40,255事業所

(介護事業所:24,756事業所 障害福祉事業所:15,499事業所)

※令和8年8月現在 2

大幅なプラス改定が不可欠

現在、介護現場の置かれている環境は極めて深刻な状況にあります。物価高の影響は、公定価格により報酬単位が決められている事業者の収益環境の悪化を招き、民間調査会社の調査では近年、介護事業者の倒産件数が過去最多を更新し続けています。また、他産業の賃上げに追いつけておらず、介護人材の確保は過去最も困難な状況にあり、更なる処遇改善を始めとする支援策が求められています。

そのような状況の中、令和7年度補正予算及び令和8年度臨時報酬改定による大きな予算を確保いただけたことには改めて感謝申し上げます。

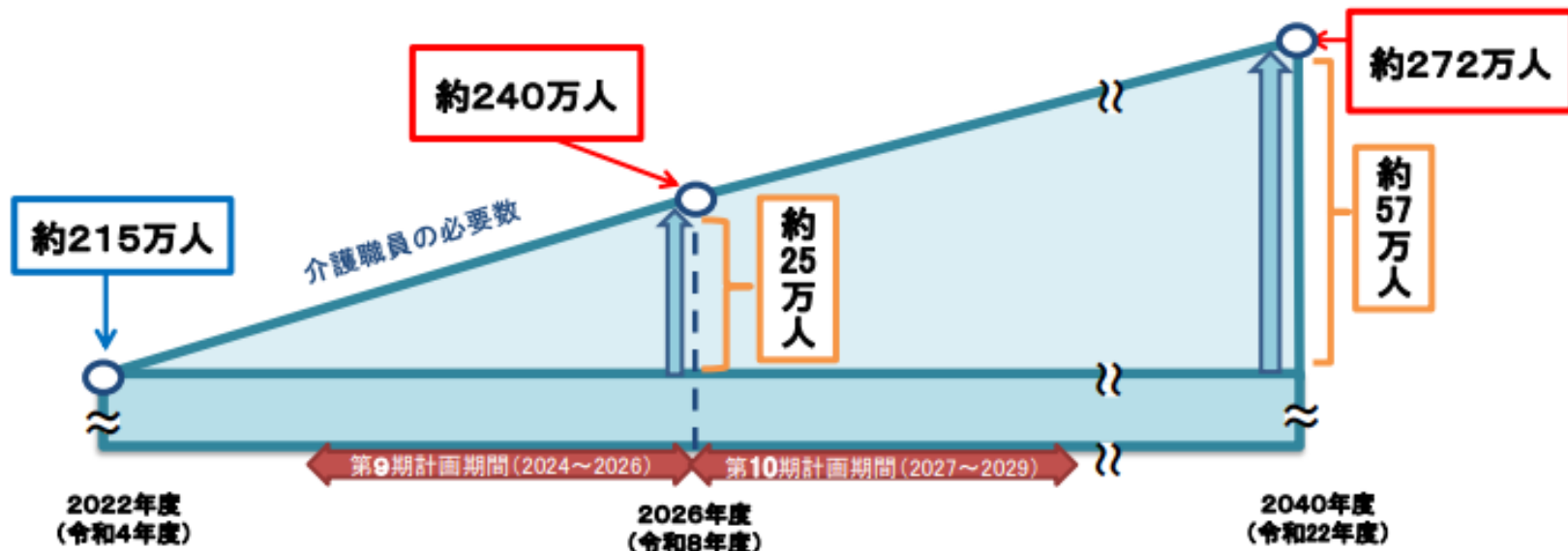
しかしながら、臨時報酬改定では原則として処遇改善のみの対応であり物価高の長期化予測や、中東情勢による更なる物価高騰など、事業者の収益環境は厳しさを増しており、喫緊の対策が求められていることから、事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、

令和9年度介護報酬改定においては、物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増（基本報酬単位と処遇改善）

の実現を、切にお願い申し上げます。

第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について

- 第9期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づき、都道府県が推計した介護職員の必要数を集計すると、
 - ・ 2026年度には約240万人（+約25万人（6.3万人/年））
 - ・ 2040年度には約272万人（+約57万人（3.2万人/年））
 となった。 ※（）内は2022年度（約215万人）比
- 国においては、①介護職員の処遇改善、②多様な人材の確保・育成、③離職防止・定着促進・生産性向上、④介護職の魅力向上、⑤外国人材の受入環境整備など総合的な介護人材確保対策に取り組む。

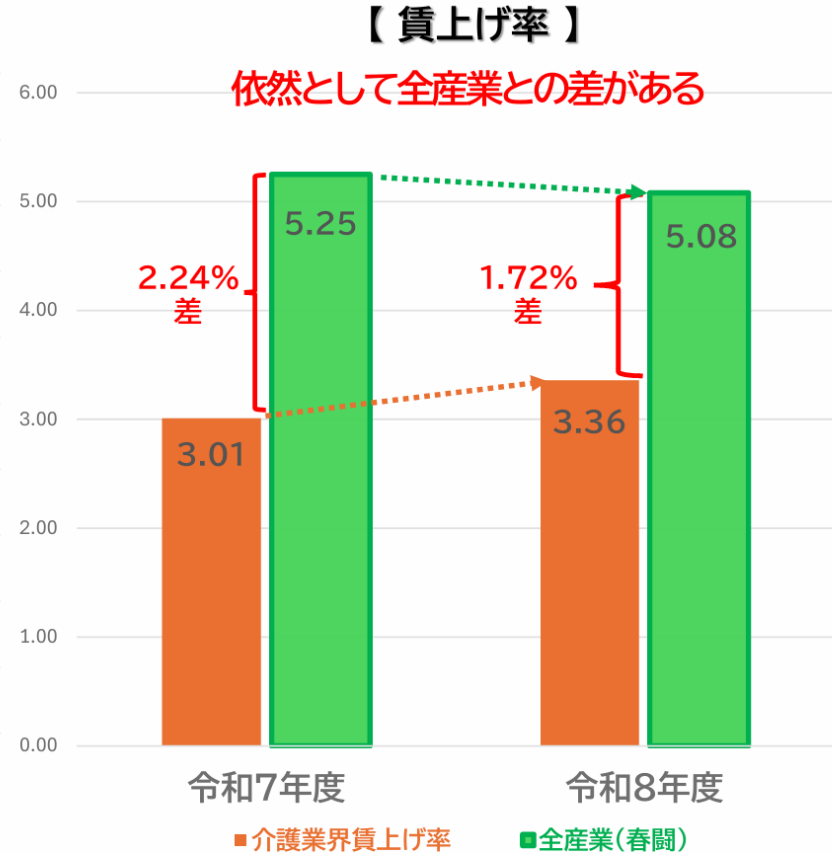
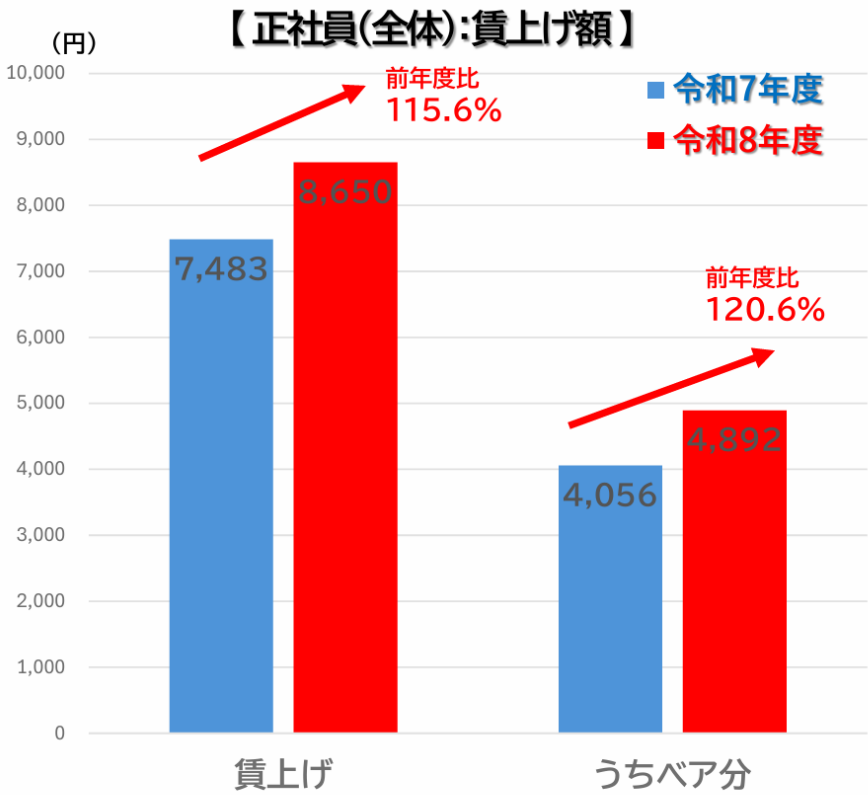


注1）2022年度（令和4年度）の介護職員数約215万人は、「令和4年介護サービス施設・事業所調査」による。

注2）介護職員の必要数（約240万人・272万人）については、足下の介護職員数を約215万人として、市町村により第9期介護保険事業計画に位置付けられたサービス見込み量（総合事業を含む）等に基づく都道府県による推計値を集計したもの。

注3）介護職員の必要数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する介護職員の必要数に、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防訪問介護等に相当するサービスに従事する介護職員の必要数を加えたもの。

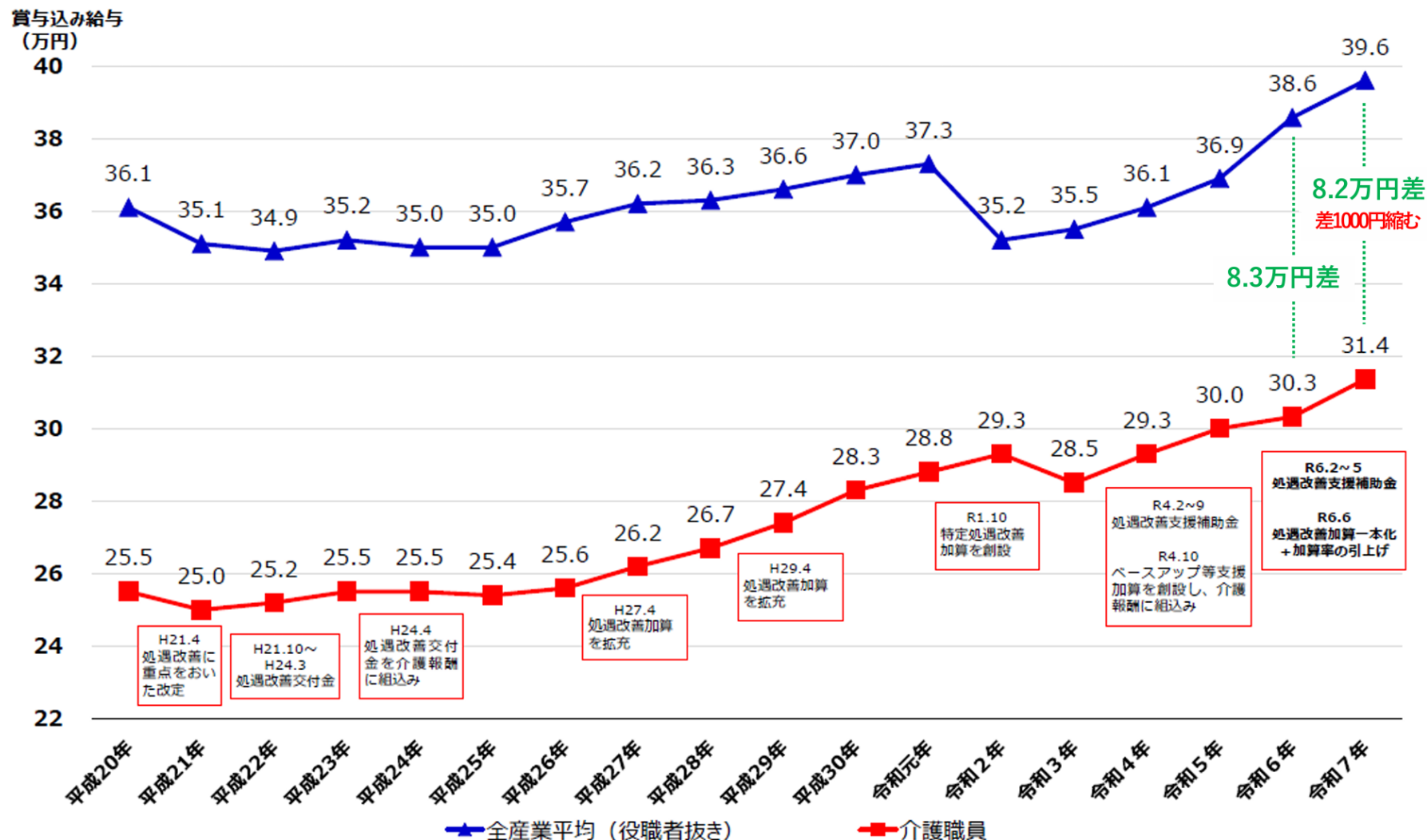
賃上げの状況



	※前年度 所定内給与	賃上げ額 (平均)	賃上げ率	うちベア分 (額)	賃上げ率 (ベア分)
令和7年度	248,938円	7483円	3.01%	4056円	1.63%
令和8年度	257,267円	8649円	3.36%	4892円	1.90%

※前年度所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」の訪問介護従事者と介護職員（医療・福祉施設等）の所定内給与額の加重平均により作成

賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移



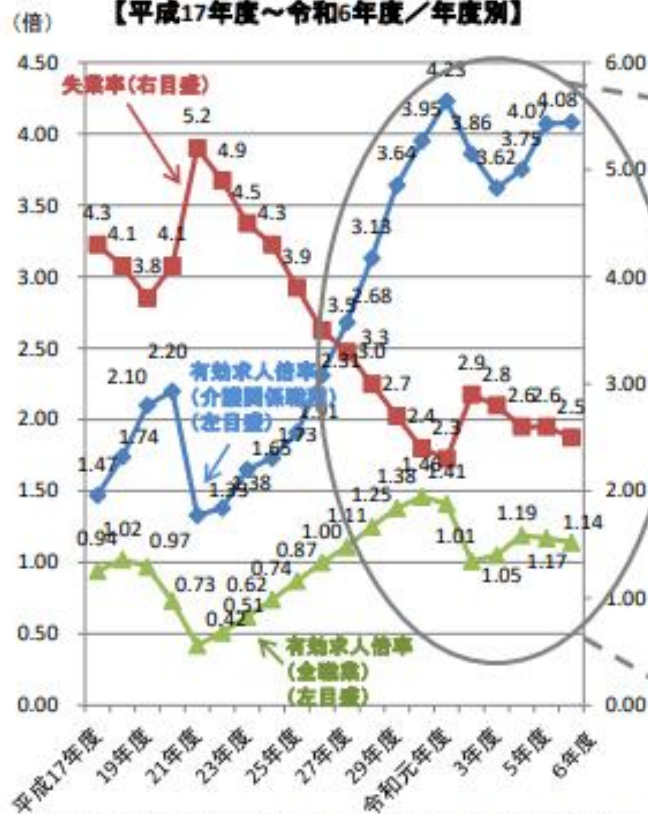
【出典】厚生労働省「賃金構造基本統計調査」を基に作成。

※ 賞与込み給与は、調査年の6月分として支払われた給与に調査年の前年の1月から12月分の賞与の1/12を加えて算出した額。

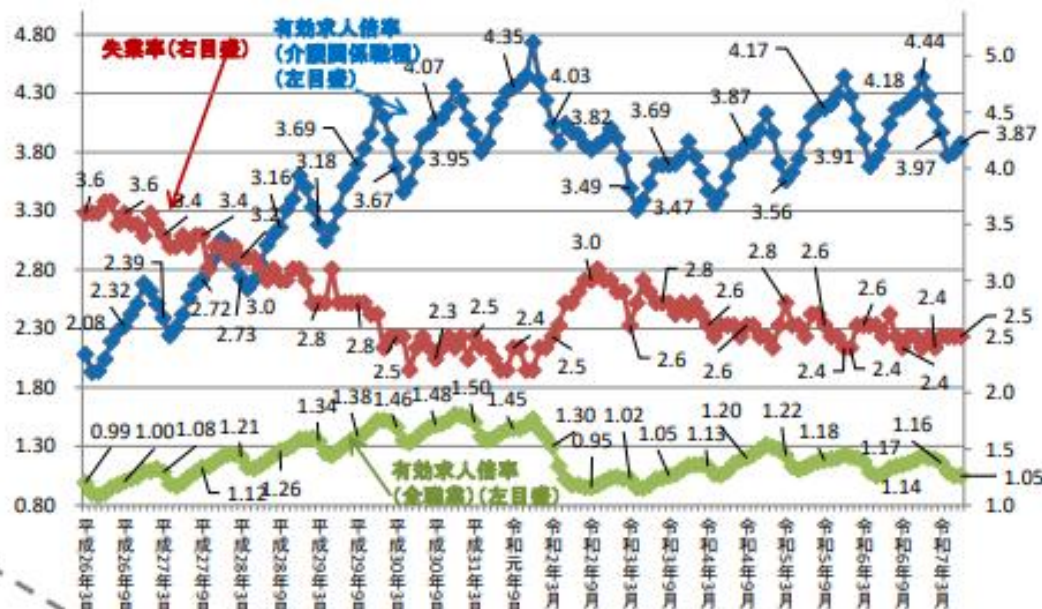
介護分野における人材確保の状況と労働市場の動向 ～有効求人倍率と失業率の動向～

○ 介護関係職種の有効求人倍率は、依然として高い水準にあり、全職業より高い水準で推移している。

有効求人倍率(介護関係職種)と失業率
【平成17年度～令和6年度／年度別】



有効求人倍率(介護関係職種) (原数値)と失業率(季節調整値)
【平成26年3月～令和7年6月／月別】



注) 平成22年度及び平成23年度の失業率は東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な状況となっており、補完的に推計した値となっている。

【出典】厚生労働省「職業安定業務統計」、総務省「労働力調査」

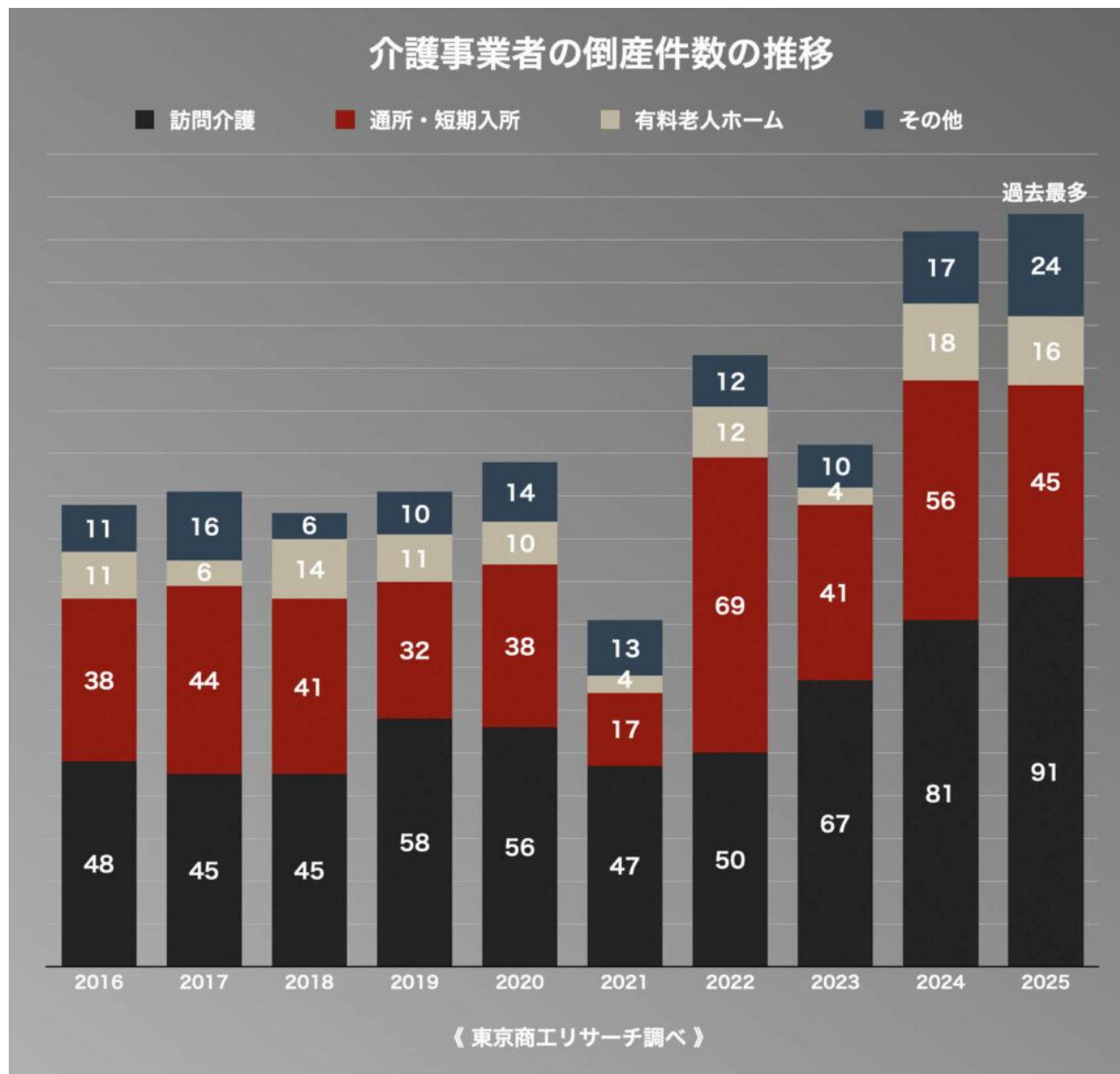
(※1) 全職業及び介護関係職種の有効求人倍率はパートタイムを含む常用の原数値。

月別の失業率は季節調整値。

(※2) 常用とは、雇用契約において、雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(※3) 令和4年度までの数値は平成23年改定「厚生労働省職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉の専門的職業」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービスの職業」の合計であり、令和5年度以降の数値は平成21年12月改定「日本標準職業分類」に基づく「福祉施設指導専門員」、「その他の社会福祉専門職業従事者」、「家政婦(夫)、家事手伝い」、「介護サービス職業従事者」の合計である。

介護事業者の倒産件数は過去最多を更新



令和9年度介護報酬改定に関する要望

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

- ①物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増(基本報酬含む)
- ②報酬改定のサイクルを診療報酬と合わせた2年に1度へ見直し
- ③処遇改善加算の拡充・一部基本報酬への組み込みとともに、
簡素化に向けた抜本的な加算の仕組みの見直し
- ④制度の持続性確保に向けた生産性向上、事務負担軽減
自立支援・重度化防止、科学的介護の更なる推進
- ⑤地域区分の見直しにおける考え方の整理と決定プロセスの透明化

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

①物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増(基本報酬含む)

介護業界の事業構造は、物価高と他産業の賃上げにより、経営環境及び人材確保の双方において極めて厳しい状況が続いています。

事業者自身も創意工夫し、経営の安定性の確保と改革を進めるべく努めてまいりますので、令和9年度介護報酬改定においては、物価高に応じた過去に類を見ない大幅な報酬増(基本報酬と処遇改善)の実現をお願いします。

②報酬改定のサイクルを診療報酬と合わせた2年に1度へ見直し

3年に1度の介護報酬改定のサイクルは、2000年介護保険法施行当時のデフレ下では適切であったと考えられますが、インフレ基調の現状では介護現場の疲弊に加えて運営実態と制度が乖離しています。厚生労働省をはじめとする関係各位の業務負担に配慮の上、診療報酬改定と同様に2年に1度の改定サイクルへの見直しを検討くださいますようお願い
します。

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

③処遇改善加算の拡充・一部基本報酬への組み込みとともに、
簡素化に向けた抜本的な加算の仕組みの見直し

介護従事者の処遇改善に向けて、次期改定では他産業と同等の賃上水準を目指すとともに、物価高を反映し改定サイクルを踏まえた大幅な処遇改善加算の引き上げをお願いします。

また、介護従事者の専門性に相応しい待遇評価を行う原資を事業者が確保できるよう、単年度対応を基本とする処遇改善加算の仕組みを改定サイクルに合わせるとともに、極めて算定率の高い加算分類の基本報酬への組み込みを検討くださいますようお願いします。

更には、介護現場や自治体の生産性向上、事務負担軽減に向けて、令和8年度臨時報酬改定によって一層複雑となった処遇改善加算の簡素化に向けて、抜本的な仕組みの見直しをお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する要望 (サービス横断的な事項)

④制度の持続性確保に向けた生産性向上、事務負担軽減 自立支援・重度化防止、科学的介護の更なる推進

次期改定における大幅な報酬増を検討いただくとともに、制度の持続性確保に向けた現場の創意工夫に基づく取組み推進も必要であると考えます。次期改定においては、「生産性向上」「事務負担軽減」「自立支援・重度化防止」「科学的介護」が推進されるような制度設計を構築いただくことをお願いします。

とりわけ次期改定のテーマとして示されている「生産性向上」の介護分野における指標となる「科学的介護」と「自立支援・重度化防止」の推進も合わせて評価すべく、制度見直しを更に加速いただくようお願いします。

⑤地域区分の見直しにおける考え方の整理と決定プロセスの明確化

地域区分の見直しによる区分の引き下げ地域は、物価高による厳しい経営環境となっている介護事業者に極めて深刻な影響を与えます。見直しの考え方は公務員の地域手当を原則としつつも、その他地域の物価動向や経済事情へのきめ細やかな配慮をお願いします。合わせて、地域区分の見直しに至る決定プロセスを明確化していただくようお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する 居住系/施設系サービスごとの主たる要望

令和9年度介護報酬改定に関する 介護老人福祉施設・特定施設入居者生活介護への要望



①介護老人福祉施設に対する物価高に応じた適切な対応

介護老人福祉施設の経営環境は極めて厳しい状況にあり、令和9年度経営実態調査による経営状況を踏まえた上で、物価高に応じた基本報酬単位的大幅増と、基準費用額の上増しをお願いします。

②特定施設入居者生活介護における 介護職の特例的な要件の更なる弾力化

令和6年度改定において見直された介護職員の配置要件に関する特例的な対応について、検証事業等の結果を踏まえてサービスの質の確保や職員の負担が増大しない体制が確保されることを前提として、更なる要件の弾力化をお願いします。

③生産性向上推進体制加算及び医療連携体制に関する要件の簡素化

算定要件が極めて複雑であることから、算定率が伸びていない生産性向上推進体制加算の算定要件の簡素化、及び協力医療機関との十分な連携体制が課題となっていることから、現場実情に即した要件見直しをお願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する高齢者住まいへの要望



①物価高の厳しい経営環境を踏まえ同一建物減算の更なる拡大へ配慮

有料老人ホーム等の高齢者住まいにおける、いわゆる囲い込み対策は不可欠であり、登録制度による適切な対応が進められています。他方で、物価高による影響は高齢者住まいの経営にも深刻な影響を及ぼしており、訪問介護及び通所介護における同一建物減算の更なる拡大には慎重な判断をいただくようお願いします。

②訪問介護における同一建物減算の算定要件の厳格化

同一建物減算の更なる割合の拡大は慎重な判断をお願いするとともに、現状の算定要件では複数事業所から訪問する際は減算要件となっておらず、敢えて複数事業所に分けることや運営法人を変えるなど、意図的に減算の対象外を図る対応が散見されます。同一法人、グループ法人、支配権を有する連携法人等で運営する事業所による同一建物への訪問に対しても減算適用となるよう要件の厳格化をお願いします。

③施設・居住系サービスと同様又は類似する加算の創設

高齢者住まいにおける運営体制は、在宅サービスというよりは施設・居住系サービスと類似しており課題も同様です。生産性向上推進体制加算や自立支援・重度化防止の評価に関する加算など、訪問介護や通所介護において同一建物ごとに算定できる仕組みを検討お願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する 登録施設介護(予防)支援への要望

①ケアマネジメントの役割と効率性を踏まえた基本報酬単位の設定

高齢者住まいにおけるケアマネジメント業務には、効率的な訪問を行うことが出来る側面がある一方で、居宅介護支援の業務に加えて利用者への請求業務及び地域生活相談が加わることが想定されることから、その役割に相応しい基本報酬単位を検討お願いします。また、高齢者住まいにおける効率的な訪問は、まとまった数のプランを作成することが前提であり、個別で高齢者住まいのプランを作成するケースへの考慮をお願いします。

②介護支援専門員1人当たりの取扱件数への配慮

高齢者住まいにおけるケアマネジメント業務は、効率的な訪問が可能であることから、居宅介護支援と比べて、介護支援専門員1人当たりの取扱件数を増やすことを検討お願いします。また、居宅介護支援と兼務で対応する際の取扱についても、適切な考え方への考慮をお願いします。

③地域生活相談の役割を通じた公正中立なケアマネジメントの確立

登録施設介護(予防)支援の創設により、いわゆる囲い込みが助長されることを防ぐために、公正・中立なケアマネジメントの在り方を確立する必要があります。その趣旨を踏まえた地域生活相談における役割の明確化を検討お願いします。

令和9年度介護報酬改定に関する 認知症対応型共同生活介護への要望

①生産性向上を前提とした人員配置基準の弾力化

3ユニットにおける夜間職員2名体制について、施設形態を問わずテクノロジー活用による生産性向上を前提とした要件見直しをお願いします。また、介護支援専門員の配置要件については、他の施設・居住系サービスの取扱件数を参考として、複数事業所での兼務体制を可能とする要件見直しをお願いします。

②生産性向上推進体制加算等をサービス特性に応じた要件へ見直し

サービス横断的な加算である生産性向上推進体制加算や、生活機能向上連携加算等は、施設系や通所介護を基に要件が定められており、居住系サービスで小規模事業所である認知症対応型共同生活介護においては、サービス特性に応じた要件へと見直しをお願いします。

③ユニット上限数及びサテライト型事業所の要件見直し

3ユニットでの事業所運営が都市部中心に広がっている中、不適切な運営やサービスの質低下は見られていないことから、地域によらずユニット上限を3ユニットとすることを検討をお願いします。また、サテライト型事業所の人員配置基準の更なる弾力化をお願いします。